

新旧対照表

高知県統計調査員の設置に関する規則

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (高知県統計調査員設置に関する規則の廃止)</p> <p>2 高知県統計調査員設置に関する規則(平成12年高知県規則第131号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p><u>附 則(平成31年4月26日規則第26号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</u></p> <p>(表面) 省略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (高知県統計調査員設置に関する規則の廃止)</p> <p>2 高知県統計調査員設置に関する規則(平成12年高知県規則第131号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成24年4月1日規則第41号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、<u>公布の日</u>から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>(表面) 省略</p>

(裏面)

注意事項

- 1 統計調査を行うときは、この証券を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証券を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証券は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法 (抜粋)

(報告義務)

**第13条** 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(守秘義務)

**第41条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1)～(6) 略

**第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
  - (2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
  - (3) 略
- 2 略

(裏面)

注意事項

- 1 統計調査を行うときは、この証券を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証券を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証券は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法 (抜粋)

(報告義務)

**第13条** 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(守秘義務)

**第41条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1)～(6) 略

**第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
  - (2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
  - (3) 略
- 2 略